

### Ⅲ. 応募時提出資料

用紙サイズはA4で統一し、左上1か所でクリップ止めしてください。（ホチキス止めは不可）

自身で用意できた提出物の□に☑チェックを付けて確認をお願いします。

※提出書類等の作成・送付に係る費用は補助対象外であり、応募者の方にご負担いただきます。申請書類等の返却はしません。

※必須提出書類の提出がない場合は失格とします。

CD-ROM、USBメモリ等の電子媒体に保存いただいた電子データをもとに、採択審査を行います。（電子媒体の送付がない場合は、採択審査ができません）

※応募対象者確認シート、様式1、様式2、様式4、様式5、様式6、様式7（様式5～7は概要者のみ）の電子データをご提出ください。

※電子データは各様式の押印前のもので構いません。

#### 【応募者全員が提出】

提出物	必要部数	備考	申請者	商工会
応募対象者確認シート	原本1部 【必須】	◇全ての申請事業者が必須です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・申請書（様式1）	原本1部 【必須】	◇全ての申請事業者が必須です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・経営計画書（様式2）	原本1部 【必須】	◇全ての申請事業者が必須です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・支援機関確認書（様式3）	原本1部 【必須】	◇全ての申請事業者が必須です。 ◇地域の商工会が発行します。締切までに十分な余裕をもって、お早めにお越しくください。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・補助金交付申請書（様式4）	原本1部 【必須】	◇審査の結果、採択となった者の申請書のみ正式受領します	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・車両購入の理由書（様式5）	原本1部	◇ <u>車両購入を伴う場合のみ</u> 必須	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<u>・被害状況又は売上減による被害状況がわかる資料</u>	写し1部（公的書類添付） 【必須】	◇被害状況の確認公的書類（令和6年能登半島地震による罹災証明書等の地方自治体発行書類） ◇ <u>売上減の確認</u> 令和6年1月から3月の任意の1か月の売上高が前年同期と比較して20%以上減少したことを行政機関が証した書面（例：セーフティネット保証4号の認定書や、地方自治体が独自に発行した証明書等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【法人の場合】 貸借対照表および損益計算書（直近1期分）	写し1部 【必須】	◇損益計算書がない場合は、確定申告書（表紙（受付印のある用紙）および別表4（所得の簡易計算））を提出してください。 ◇決算期を一度も迎えていない場合は不要です。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【個人事業主の場合】 直近の確定申告書	写し1部 【必須】	◇決算期を一度も迎えていない場合のみ、申請時の段階で開業して	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

<p>『第一表、第二表、及び収支内訳書（1・2面）もしくは第一表、第二表及び所得税青色申告決算書（1～4面）』（税務署受付印のあるもの）又は開業届（税務署受付印のあるもの）</p>		<p>いることがわかる開業届を提出してください。</p> <p>◇開業してから決算期を1回以上迎えている場合には、所得額に関わらず確定申告書を提出してください。</p> <p>◇確定申告書を書面提出した方で表紙に受付印がない場合には、税務署が発行する、「納税証明書（所得金額の証明書写し）」を追加で提出してください。</p> <p>◇電子申告をした方は、「受信結果（受信通知）」を印刷したものを受付印の代用として添付してください。</p>		
<p>【特定非営利活動法人の場合】</p> <p>①貸借対照表および活動報告書（直近1期分）</p> <p>②現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書</p> <p>③法人税確定申告書（別表一（受付印のある用紙）および別表4（所得の簡易計算））（直近1期分）</p>	<p>①③は写し1部 【必須】</p> <p>②は原本1部 【必須】</p>	<p>◇決算期を一度も迎えていない場合のみ、①③に代えて、「公益法人等収益事業開始申告書」の写しを提出してください。</p> <p>◇開業してから決算期を1回以上迎えている場合には、法人税確定申告書（受付印有り）を提出してください。</p> <p>◇確定申告書を書面提出した方で表紙に受付印がない場合には、税務署が発行する、「納税証明書（所得金額の証明書写し）」を追加で提出してください。</p> <p>◇「②現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書」は、申請書の提出日から3か月以内の日付のもの（原本）が必要です。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【定額申請の場合の追加提出物】

提出物	必要部数	備考	申請者	商工会
新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。）の影響を受けたことを証明する書類	写し1部 又は 原本1部	①新型コロナウイルス感染症による影響に対し、国等が実施した支援のうち、活用した支援策の交付決定通知の写し等 ②①が提出できない者は、任意様式による自己申告【様式6】		
過去数年以内に発生した災害で被害を受けたことを証明する書類（令和6年能登半島地震を除く）	写し1部 又は 原本1部	①当時の罹災（被災）証明 ②①がない者は、災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援のうち、活用した支援策の交付決定通知の写し等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
過去数年以内に発生した災害（令和6年能登半島地震を除く）以降、売上高が20%以上減少している復興途上にあることを証明する書類	写し1部 又は 原本1部	①対象月の売上高が分かる財務諸表等 ②①が提出できない者は、任意様式による自己申告【様式7】	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
交付申請時において、過去数年以内に発生した災害（令和6年能登半島地震を除く）からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えていることを証明する書類	写し1部 又は 原本1部	①対象の災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要したことが分かる、債務の契約書等及び残高が分かる書類（返済計画等の写し）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(注)過去数年とは過去5年以内に発生した災害であって災害救助法の適用を受けたもの。